

特定非営利活動法人 動物愛護社会化推進協会 会員規約

(目的)

第1条

本規約は、本法人の会員が本法人の運営および事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

(性格)

第2条

本法人の会員は、本法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、人間と家庭動物が共生する新しい市民社会の実現に寄与するものである。

(役割)

第3条

会員は、次に掲げる役割の遵守につとめなければならない。

- (1) 正会員は総会への出席
- (2) 事業活動への参加

(会員種別及び区分)

第4条

定款第6条を以下のとおり区分する。

- 2 正会員は、本法人の目的に賛同して活動及び事業を推進する個人及び団体。
- 3 賛助会員は、本法人の目的に賛同して事業を賛助する個人及び団体。
- 4 特別会員は以下のとおり区分する。

(1) 名誉会員

本法人に功労のあった者又は学識者で、総会において推薦された者。

(2) フレンド会員

本法人が発行する機関紙を購読し、事業を支援する個人及び団体。

(入会)

第5条

正会員、賛助会員、フレンド会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 正会員、賛助会員、フレンド会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書に記入し、事務局に提出することで理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会手続)

第6条

本規約第5条第2項に基づき理事長に入会の承諾を受けたものは、速やかに入会金及び年会費を納入するものとし、納入完了をもって入会し、会員となる。

(会員証)

第7条

本法人の会員には、会員証を発行する。

2 会員証は、他人に譲渡、貸与してはならない。

3 会員証を紛失した場合は、速やかに遅滞なく事務局に届出、再発行の手続きをとらなければならない。

4 会員証の再発行において、会員は事務手数料として2,000円を事務局に納入する。

(会員譲渡の禁止)

第8条

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(会員情報の変更)

第9条

会員は、その氏名、名称、住所等に関する事項に変更があったときは、速やかにその旨を事務局に通知するものとする。

2 前項の規定変更通知の不在によって、本法人からの会員への通知、書類等が遅延又は不達になったとしても、本法人はその責を負わない。

(会員種別の変更)

第10条

会員の種別を変更しようとする者は、本規約第27条1項に基づく変更前会員種別の退会届と、本規約第5条第2項に基づく変更後会員種別の入会申込書を併せて事務局に提出するものとする。理事長は、正当な理由がない限り、会員種別の変更を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの会員種別の変更を認めないときは、速やかに、理由を付した

書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

3 会員種別の変更に際しては、本規約第11条の入会金及び会費を改めて納入しなければならない。

(入会金及び会費)

第11条

本法人の入会金及び会費は、定款第8条の規定に基づき、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| (1) 正会員 | 入会金 3,000 円 | 年会費 2,000 円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 無料 | 年会費 50,000 円 |
| (3) 特別会員 | | |
| a. 名誉会員 | 入会金 無料 | 年会費 無料 |
| b. フレンド会員 | 入会金 無料 | 年会費 2,000 円 |

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

(入会金の納入)

第12条

理事長より正会員としての入会の承諾を受けたものは、速やかに入会金を納入するものとする。

2 理事長より正会員への会員種別変更の承諾を受けたものは、改めて速やかに入会金を納入するものとする。

(会費の納入)

第13条

会員（名誉会員は除く）は、毎年当該年度の年会費を納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会した会員は、当該年度の年会費を入会の際に納入するものとする。

2 年度中途に会員種別を変更した会員は、当該年度の年会費を変更のときに改めて納入するものとする。

(入会金及び会費の納入方法)

第14条

入会金及び会費の納入は、本法人事務局への直接納付、指定金融機関への振込み又は本法人指定の払込み用紙により行うものとする。

2 振込み手数料及び払込み手数料は、会員が負担するものとする。

(抛出金品の不返還)

第15条

納入された入会金及び会費は、過誤納による場合のほかこれを返還しない。

(行動倫理)

第16条

会員は、動物愛護の精神と良識をもって、学生、社会人として常識をわきまえた行動をしなければならない。

会員は、全ての会員、本法人関係者に対し敬意をもって接するものとする。

- 2 会員は、本法人の業務を妨げる行為を行ってはならない。
- 3 会員は、社会通念上、好ましくない行為を行ってはならない。
- 4 会員は、法令及び条例に違反する行為を行ってはならない。
- 5 会員は、本法人若しくは会員に対し、迷惑や不利益を与える行為他、本法人が不適切と判断する行為を行ってはならない。
- 6 会員は、事務局からの連絡に対応できるようにしておかなければならない。

(知識技術の向上)

第17条

会員は、家庭動物（犬・猫・そのほか小動物）対して適正な飼育を実践しなければならない。

- 2 正会員は、他の会員の手本となるよう心がけ、家庭動物飼育者の規範になるよう行動するものとする。

(無許可活動の禁止)

第18条

会員は、本法人の許可なく、法人名称を無断で使用して活動を行ってはならない。

(政治活動の禁止)

第19条

会員は、本法人の活動において特定の政党若しくは候補者を支持する立場から行われる選挙運動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

(宗教活動の禁止)

第20条

会員は、他の会員に対し、特定の宗教を信仰する立場から行われる入信活動若しくはこれに類似する行為を一切行ってはならない。

(営業活動の禁止)

第21条

会員は、通常の活動において、本法人の許可なく他の会員に対し、営利を目的とした営業行為、宣伝行為若しくはこれに類似する行為を行ってはならない。

(会員の権利)

第22条

正会員、賛助会員は、法令もしくは定款もしくは本会員規約により次の権利を持つ。

(1) 正会員

- 1.定款第29条に定める総会における表決権
- 2.定款第24条第2項第2号に定める総会の招集請求権

(2) 賛助会員

- 1.機関紙等の広告欄への優先出稿
- 2.理事会の許可および契約を経て、一定期間、ロゴを使用する権利

(会員権利の凍結)

第23条

正当な理由無く更新日を過ぎても会費の支払いがない場合は、本規約第22条に規定する会員の権利を凍結する。ただし会員の資格の喪失は、定款第9条第1項第3号によるものとする。

(広告欄の利用)

第24条

本法人は、機関紙等、企画、出版した媒体に広告欄を設けることができる。広告欄は有料とし、賛助会員が優先的に出稿・利用できる権利を有する。

2 本法人が企画、出版した媒体に広告を掲載する者は、理事会により規定された広告料を事務局に、前もって指定期日までに納入しなければならない。

(ロゴ等著作物の使用)

第25条

本法人が作製、使用するロゴ、画像、文章、音声等、著作権の対象となる全ての物について、会員は本法人の許可なく、無断で使用してはならない。

2 賛助会員は、理事会の許可および契約を経て、一定期間、ロゴを使用する権利を得ることができるものとする。

(会員資格の喪失)

第26条

会員は次の各号に該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 本法人に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人又は団体の会員の場合、その法人又は団体が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。
- (4) 所定の会費を、継続して1年間以上滞納したとき。

(退会手続)

第27条

第26条第1項に基づき退会する場合、会員は所定の退会届を事務局に提出するものとする。

- 2 前項の退会届には会員証を添付するものとする。
- 3 本法人対して未払金等の債務がある場合、本条第1項の退会届提出時に精算しなければならない。

(退会精算)

第28条

会員が、本法人に既納した入会金・会費等の金品は、定款第12条に基づき過誤納の場合を除き、返還しない。

(再入会)

第29条

第26条により会員資格を喪失したものが再入会を希望し、本法人がそれを認めた場合は、再入会が認められる。

- 2 再入会に際しては、本規約第11条の入会金及び会費を改めて納入しなければならない。

(会員の処分)

第30条

本法人は会員に対し、次の場合、退会勧告を行うことができる。

- (1) 社会通念上、好ましくない行為を行ったとき。
- (2) 本法人に対し迷惑や不利益を与える行為他、本法人が不適切と判断する行為を行ったとき。

(3) 本法人に対し、会員料金の支払がなされず、本法人が、やむを得ないと判断した場合。

(4) その他、処分が相当であり、本法人が、やむを得ないと判断した場合。

(除名)

第31条

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 定款、諸規則及び法令や条例に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員規約の変更)

第32条

会員規約条文において、法人運営上、問題や支障が生じた場合や会員規約として施行を継続しがたい事由が生じた場合は、理事会の決定により、その条文を変更、改正、削除できるものとする。

2 会員規約条文において、法律・条令等の改正により、変更等が必要となった場合は、理事会の決定により、その条文を変更、改正、削除できるものとする。

(免責事項)

第33条

会員は、本法人の定款及び諸規則に反し、違反行為をしたことが起因として生じた如何なる不利益について、本法人に対して損害賠償等を一切申立することはできない。

2 会員が、本法人の定款及び諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償するものとする。

3 会員が退会した場合も、前各項の規定は継続される。

(会員間の紛争)

第34条

会員間相互に生じた紛争について、本法人には一切の責務は無いものとする。

2 会員間相互において生じた紛争について、会員は自己の費用と責任において、これを解決するものとし、本法人は一切関知しない。

(管轄裁判所)

第35条

会員規約及び本法人が行う活動・事業において、紛争が生じた場合の管轄裁判所は本法人事務局所在地の管轄する裁判所とする。

附 則

- 1 会員規約は法人成立の日より施行される。
- 2 会員規約の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て定める。